

令和6年度 松山市立道後中学校いじめ防止基本方針

令和6年5月8日 改訂

【学校のいじめに対する基本認識】

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。道後中学校では、全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。加えて、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要なことを認識しつつ、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指す。

【いじめ防止対策委員会】

【校内】

管理職、主幹教諭（教務担当）、学年主任
生徒指導主事、養護教諭、学年生徒指導

【家庭地域等】

PTA、学校評議員
公民館、スクール
カウンセラー

【外部専門家】

子ども総合相談センター
弁護士
所轄警察署

【関係機関】

松山市教育委員会
愛媛県福祉総合支援センター
医療機関
法務局
愛媛大学

【いじめ防止の取組といじめ防止対策年間計画】

- ① **校内指導体制**
校長のリーダーシップの下、全教職員が協力した指導体制を確立する。
- ② **教師の指導力向上**
いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図るとともに、中核市研修（生徒指導）、生徒指導連絡協議会への参加等を通して、対応力や指導力の向上を図る。
- ③ **人権意識と生命尊重の態度の育成**
人権教育の充実と、お互いを思いやり、尊重し、自他の生命を大切にする指導に努める。各教科の年間指導計画に、必要に応じていじめ防止の視点を盛り込む。
- ④ **道徳教育の充実**
道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道徳的実践力を培う道徳教育の充実を図る。
- ⑤ **学級経営の充実**
互いのことを認め合い、心のつながりを感じることのできる学級経営の充実を図る。
- ⑥ **生徒の自己指導能力の育成**
生徒が自主的に取り組む活動を計画する。松山市内小中学生による「子どもから広がるいじめ〇ミーティング」に積極的に参加し、他校との交流を図り、生徒自らが自校のいじめ問題に積極的に取り組む姿勢を養う。
- ⑦ **家庭・地域・関係機関との連携強化**
家庭やPTA、地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する場（いじめ防止対策委員会）を設け、いじめの防止に向けた地域ぐるみの対策を推進する。

一
学
期

二
学
期

三
学
期

い
じ
め
防
止
対
策
委
員
会

学校いじめ防止基本方針の策定、修正（4月）

- ① 生徒指導に関する校内研修
 - 教育相談週間→個別懇談
 - 携帯電話等に関する安全教室
- ② いじめに関する校内研修
 - 人権・同和教育参観日、人権集会
- ③ 地域アンケート
- ④ 学校評議会

学校いじめ防止基本方針の検証（3月）

教職員の校内研修の強化

- 定期的な教育相談の充実と教育相談体制の整備
- いじめに関する情報共有と対応の支援体制
- いじめに関する取組の見直し

- 1 人権・道徳教育の充実
- 2 生徒会活動の充実
- 3 学級活動の充実
- 4 生徒指導部会での情報共有

【早期発見】

- ① 生徒のささいな変化に気付いた場合、いつでも情報を共有・蓄積できる工夫をする。(運営委員会、学年部会、生徒指導部会、職員会議の有効活用)
- ② 定期的にいじめに関するアンケートを実施するとともに、個別面談、生活日記の活用等、きめ細かな実態把握に努める。
- ③ 教育相談週間を設け、生徒の悩みを積極的に受け止めることができる相談体制を整備する。また、その充実を図るために、スクールカウンセラーなどの専門家の活用を図る。
- ④ 「いじめ実態把握専用メール」を活用し、周囲の目を気にして教師に直接相談を持ちかけられない生徒やいじめを発見した第三者からの通報などを通して、いじめに関する情報を積極的に幅広く把握し、早期発見・早期解決を図る。

【いじめに対する措置（対応）】※重大事態を含む

① いじめへの初期対応（発見・相談を受けた場合）

いじめと疑われる行為を発見した際には、その場でその行為を直ちにやめさせる。生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。いじめの兆候がある場合には、早い段階から的確に関わりをもつことを徹底する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。

② 被害生徒と保護者への支援

いじめられている生徒から、事実関係の聴取を行う。その後、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を取る。また、家庭訪問等により、正確な情報を適切なタイミングで保護者へ伝え、今後の対応について情報を共有する。状況に応じてスクールカウンセラーへの相談も提案する。

③ 加害生徒と保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合には、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて教育委員会と連携の上、保護者の理解を得た上で特別の指導計画他、警察等との連携を含め毅然とした対応を行う。

④ いじめの事実調査

周囲の生徒から聞き取り調査を行い、必要に応じてアンケート調査等を実施する。

⑤ ネット上におけるいじめへの対応

教職員研修、保護者への啓発、生徒への指導の機会を適切に設けることで未然防止に努める。ネット上の不適切な書き込み等については、所轄警察署に連絡をするとともに、証拠を残した上で、直ちに削除する措置を取る。

⑥ 警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は所轄警察署と連携して対処するとともに、継続して生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に相談し適切に援助を求める。

⑦ 重大事態への対処

学校はいじめの重大事態であると判断した場合、上記①～⑥の対応を状況に応じて行うとともに教育委員会に報告の上、学校の下に組織を設け、調査を行う。その調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係やその他必要な情報を提供する。

【家庭や地域に協力を求めること】

| | |
|----------|---|
| 家庭に求めること | ○子どもの立場に立って真剣に話を聞くことができるコミュニケーションを日頃から図ってください。 ○子どもの様子が変わったら迷わず学校と相互理解を図ってください。 ○他の子どもたちとの違いを肯定的に認め、子どもたちを見守ってください。 ○SNSの使い方などについて、家庭内でしっかり話し合い、ルールを決めてください。 |
| 地域に求めること | ○地域の子どもたちを温かく見守り、子どもたちに声をかけてください。 ○いじめやしてはいけない行為を発見したら、注意し、家庭や学校に連絡してください。 ○地域行事への積極的な参加を促し、「時と場に応じた言動」の大切さについて御指導ください。 |